

## 船橋市立医療センター移転建替庁内協議会設置要綱

### (設置)

第1条 昨今の建設工事費の高騰や公立病院の厳しい経営環境の下、市の健全な財政運営を図りつつ、地域医療を支え、市民の命と健康を守ることができるよう、「船橋市立医療センター建替基本構想」(平成29年3月)策定後の将来の医療需要の見通しなど、医療を取り巻く環境変化により適合的な形で船橋市立医療センターの移転建替を実現するため、船橋市立医療センター移転建替庁内協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、市長の求めに応じ、次に掲げる事項について検証、検討等を行い、市長に船橋市立医療センターの移転建替の具体的な実現方法を提案するものとする。

- (1) 移転建替後の船橋市立医療センター(以下「新病院」という。)の機能や規模に関すること。
- (2) 新病院の基本設計・実施設計に関すること。
- (3) 新病院の整備事業費の額及び費用負担に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

### (組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者(第6条第2項において「委員」という。)をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 病院局長及び健康福祉局長
- (3) 企画財政部長、健康部長及び副病院局長

### (会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は副市長(企画財政部、健康福祉局及び病院局担任)を、副会長は副市

長（企画財政部、健康福祉局及び病院局担任外）をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会は、会長が招集し、その議長となり、議事を整理する。

2 会長は、必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴くこと、又は関係資料の提出を求めることができる。

（作業部会）

第6条 協議会に作業部会を設置する。

2 作業部会は、委員のうち会長が指名する者（第4項において「部会員」という。）をもって組織する。

3 作業部会に部会長及び副部会長を置く。

4 部会長及び副部会長は、部会員のうちから会長が指名する。

5 部会長は、作業部会を招集し、会務を総理し、作業部会を代表する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 作業部会は、第2条に掲げる事項について、協議会が検証、検討等を行うに当たって会長が必要と認める事項の検証、検討等を行うものとする。

8 部会長は、必要があると認めるときは、作業部会に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴くこと、又は関係資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条 協議会（作業部会を含む。）の庶務は、健康福祉局健康部健康政策課及び病院局新病院建設室において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月9日から施行する。